

## 議員提出第1号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月26日提出

加東市議会議会運営委員会  
委員長 藤 尾 潔

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年加東市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(期末手当の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和2年12月に支給する議長等の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されるべき期末手当の額から、当該額に、100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員提出第1号議案 要旨

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(要旨)

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症により市民生活や事業者の経営への影響が深刻化する中、市民や事業者への支援を行う財源に寄与することを目的に、議長等の期末手当を減額する特例措置を定めるため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

令和2年12月に支給する期末手当の額を2割削減する特例を附則に追加すること。(附則第3項関係)

### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令和2年12月に支給する議長等の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されるべき期末手当の額から、当該額に、100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u></p>